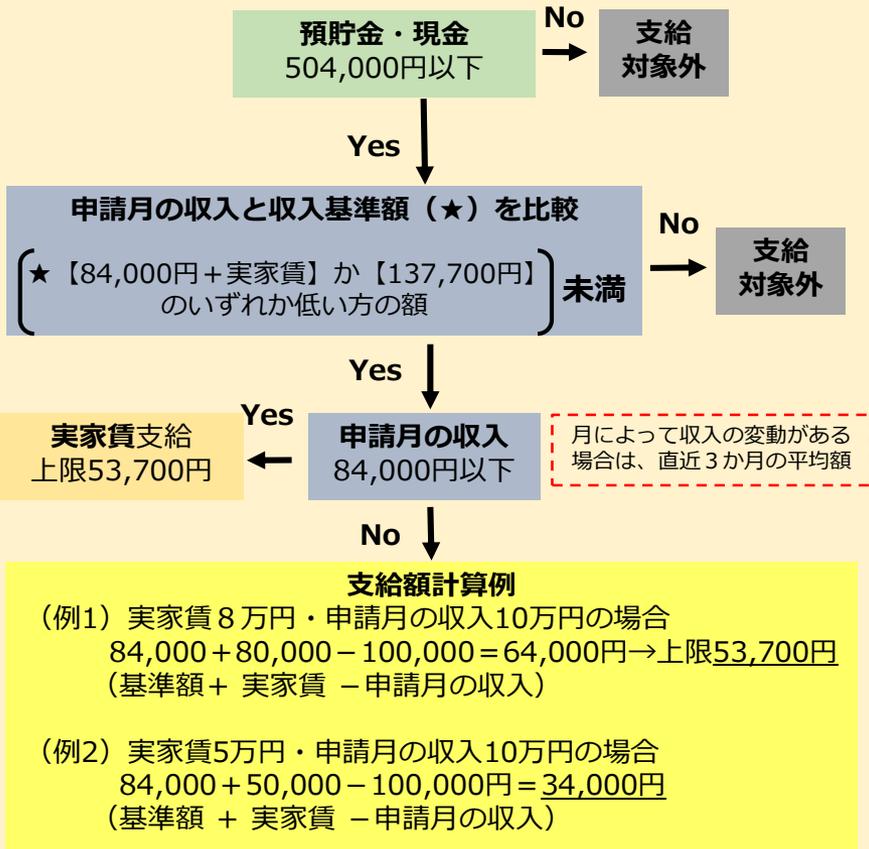


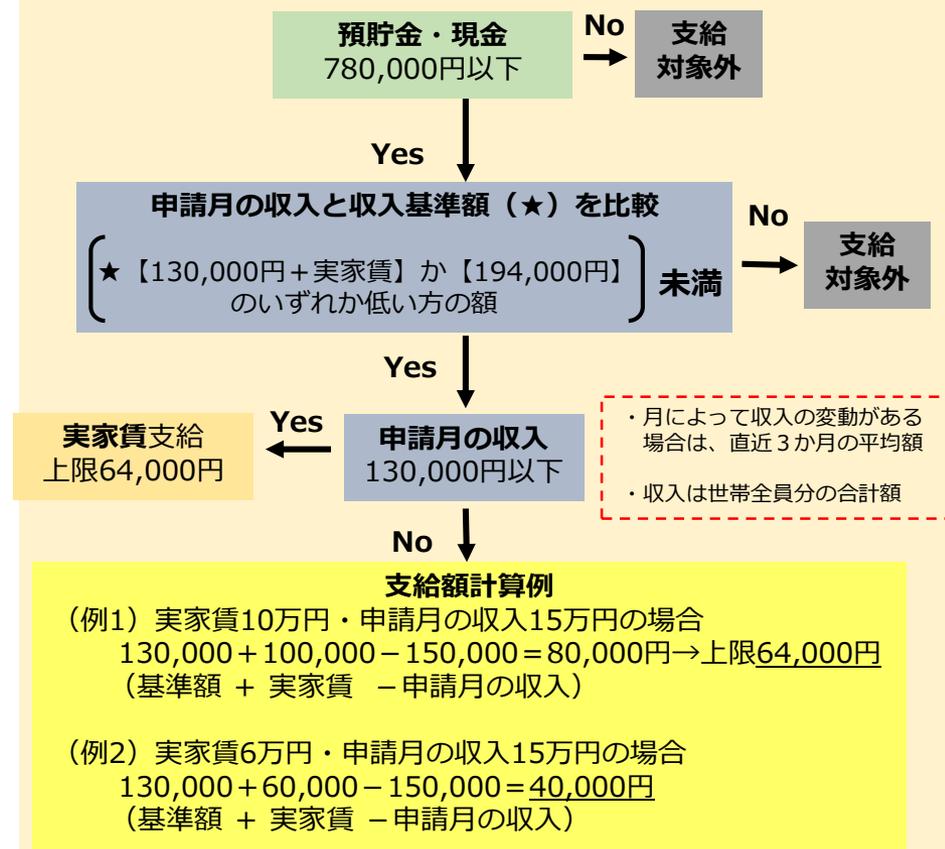
◎ 支給額計算例

※令和2年7月から計算方法が変更となりました。

単身世帯の場合（基準額84,000円）



二世帯の場合（基準額130,000円）



※支給額は、家主等に振り込みます。

※実家賃には、共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

※就労収入や公的給付（雇用保険の失業給付、児童扶養手当・児童手当等各種手当、公的年金）、親族からの継続的な仕送りは収入として算定されます。給与収入の場合は、社会保険料等控除前の総支給額から通勤手当を除いたもので、手取り額ではありません。

自営業の場合は、売上から経費を引いた額です。

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などに関する「給付金」や「貸付金」は、「収入」や「資産」に含みません。